

2017 年度

香港から中国広東省への食品輸出に関する調査

2018 年 3 月

日本貿易振興機構(ジェトロ)

香港事務所

はじめに

近年、中国広東省で日本料理の人気の高まってきており、また、広東省には多くの日本ブランドの外食・食品企業が進出しています。広東省と隣接する香港では、「中国と香港との経済緊密化協定（CEPA）」により、CEPA 原産地規則に合致する香港製品は、中国本土へ輸入される際に関税が免除されるメリットがあります。しかし、CEPA については、特に日系の食品製造企業にとっては、手続き等でわかりにくい面もあると言われ、その恩恵を十分に活用できていないとの声もあります。

そうした中、広東省における日本食材・外食事情や、香港から同エリアへの食品輸出手順、CEPA の制度概要や活用方法等に関する調査を実施し、本レポートを作成しました。香港を経由した中国への食品輸出を行っている、あるいは検討されている事業者の皆様にとってご参考となれば幸いです。

【本レポートの利用についての注意・免責事項】

本レポートは、2018年3月現在入手している情報に基づくものであり、その後の規則改正等によって内容が変わる場合がございます。

ジェトロは、本レポートの記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本レポートは信頼できると思われる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。ジェトロは、本レポートの論旨と一致しない他の資料を作成している、または今後発効する可能性があります。

非売品

不許複製

禁無断転載

本レポートに関するお問い合わせ先:

JETRO Hong Kong

Room 4001, 40/F., Hopewell Centre,

183 Queen's Road East, Wan Chai, Hong Kong

(TEL)+852-2526-4067

(FAX)+852-2868-1455

<目次>

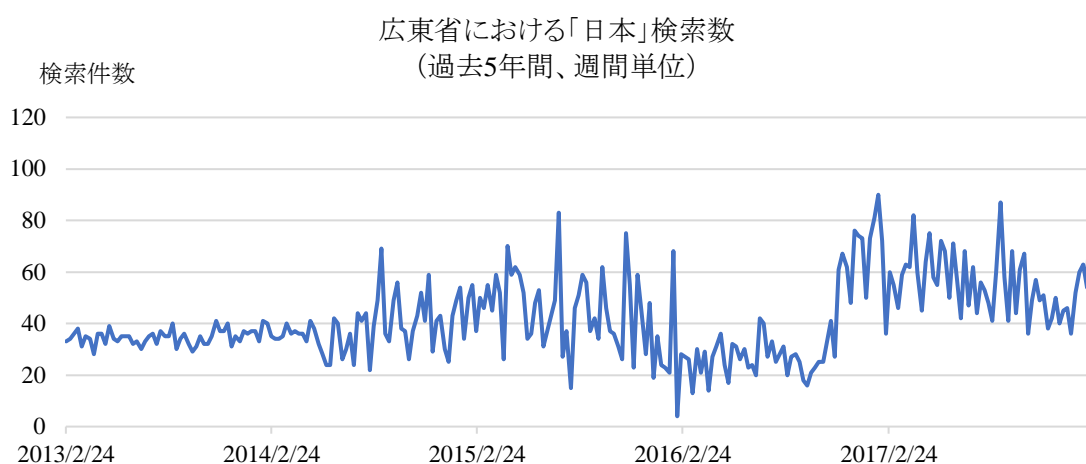
1. 広東省における日本食・食品の普及現状
 - 1.1. 日本食全般の普及状況
 - 1.2. 日本食レストランの普及状況
 - 1.3. 日本食を取り扱う小売店の普及状況
 - 1.4. 日本食メーカーの進出状況
 - 1.5. 日本食を取り巻くトレンド
2. 広東省での食品輸入・販売時の規制
 - 2.1. 食品の輸入全般に関する規制
 - 2.1.1. 新しい税制の適用
 - 2.1.2. 日本からの輸入禁止食品
 - 2.1.3. 原産地証明書提出の必要性
および留意点
 - 2.1.4. 特定の製品セグメントに関する規制
 - 2.2. 添加物に関する規制
 - 2.2.1. 添加物の基本要件
 - 2.2.2. 添加物の利用用途
 - 2.2.3. 添加物の利用申請
 - 2.2.4. フレーバリングが禁止されている食品
 - 2.2.5. 関連法令・ガイドライン
 - 2.3. ラベルに関する規制
 - 2.3.1. ラベルの基本記載要件
 - 2.3.2. ラベルの記載要件詳細(項目ごと)
 - 2.3.3. 輸出入する包装済み食品のラベル
 - 2.3.4. 記載が禁止されている事項
 - 2.3.5. 食品ラベルに関する禁止事項
 - 2.3.6. 成分表示の免除要件
 - 2.3.7. 関連法令・ガイドライン
 - 2.4. 食品の仕入・販売に係る条件
3. 香港から広東省への食品輸出のプロセス・手続き
 - 3.1. 輸出プロセス概観
 - 3.2. 輸出プロセス詳細
 - 3.2.1. 輸出業者登録
 - 3.2.2. 海外食品製造事業者登録
 - 3.2.3. 特定製品の輸出ライセンス取得
 - 3.2.4. 衛生証明書の発行
 - 3.2.5. 税関手続き
 - 3.2.6. 税関における初回輸入時審査
 - 3.2.7. 検疫
 - 3.3. HSコード
 - 3.3.1. 各国のHSコード比較
 - 3.3.2. HSコードの照合
4. CEPA(中国本土・香港経済連携緊密化取決め)
 - 4.1. 概要
 - 4.2. プロセス概観
 - 4.3. プロセス詳細
 - 4.4. 対象品目
 - 4.5. CEPAの活用に関する留意事項
 - 4.6. 企業によるCEPAの活用概況・活用例

<1. 広東省における日本食・食品の普及現状>

中国広東省では、日本料理の人気の近年高まってきている。これに伴い、日本食を扱っている飲食店、日本産食品を扱っている小売店の事業機会の拡大が期待される。本章では、日本食の普及を裏付ける統計情報やその背景、近年見られるトレンド等について述べる。

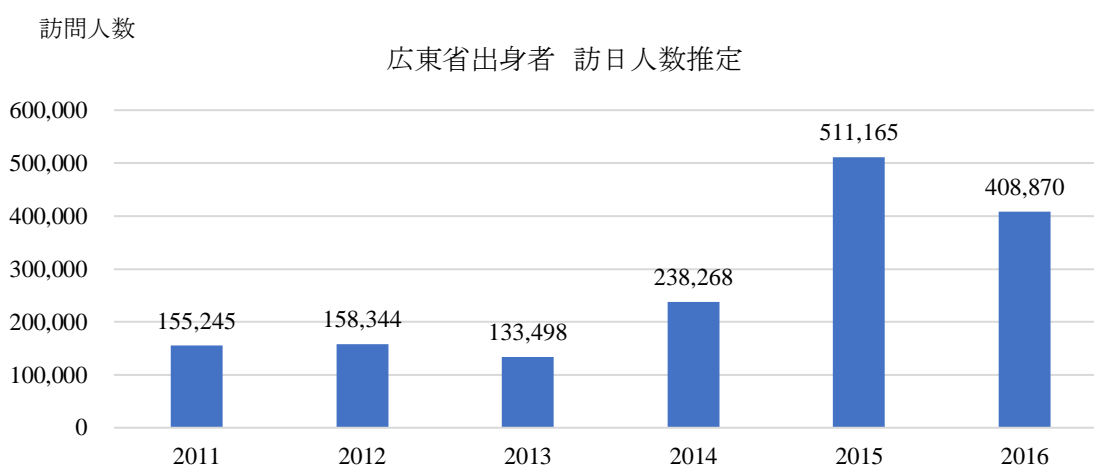
1.1 日本食全般の普及状況

広東省では、日本の国そのものおよびその文化に対する関心が高まりつつある。広東省にて「日本」というキーワードがウェブ検索されている回数や、広東省出身者の訪日人数にも、増加傾向がみられる。



*「日本食」に相当する語句ではデータ不十分により結果得られず

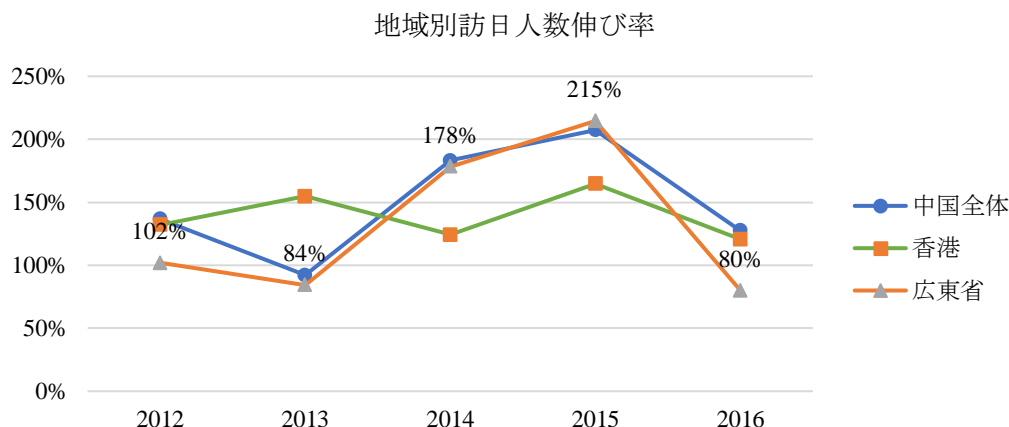
出典: Google Analytics



*日本政府観光局発表の訪日中国人の数に、観光庁発表の訪日中国人中広東省出身者の割合を掛けたもの

出典: 日本政府観光局、観光庁

近年、日本のインバウンド旅行客数の増加が著しいと言われている中国全体や香港の訪日者数の伸びと比較しても、広東省の伸びは同水準を示している。

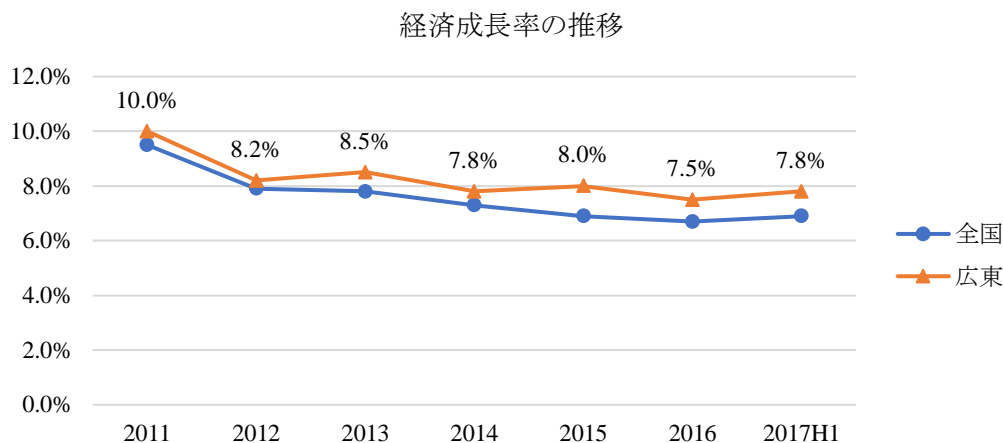


出典：日本政府観光局、観光庁

関心が高まっている背景としては、都市としての経済力*、および高い経済成長率に促され、近隣先進国である日本の文化誘致が勢いを増していること、また、2016年1月1日から深圳と東京間初の直行便が運航する等、旅行機会が急激に増えたことが要因として挙げられる。

*2015年都市・省別GDPで一位(72,813億元)

出典：中華人民共和国国家統計局



*2017年は半期ベースで前年同期比、他は年次ベースで前年比

出典：広東省統計局の統計を基に作成

こうした日本への関心の高まりにより、旅行時に限らず、日本食を食す傾向も非常に強くなっている。本調査を通じて、広州や深圳エリアの日本食関連の事業者を対象として複数のヒアリングを実施したが、その中でも当該エリアの日本食文化について、以下のようなコメントが寄せられた：

「深圳居住者の所得水準が高まっており、それに伴って数年前までは富裕層しか食べていなかった/買っていなかった外国の食材、とりわけ日本食材が急激に普及し始めた」

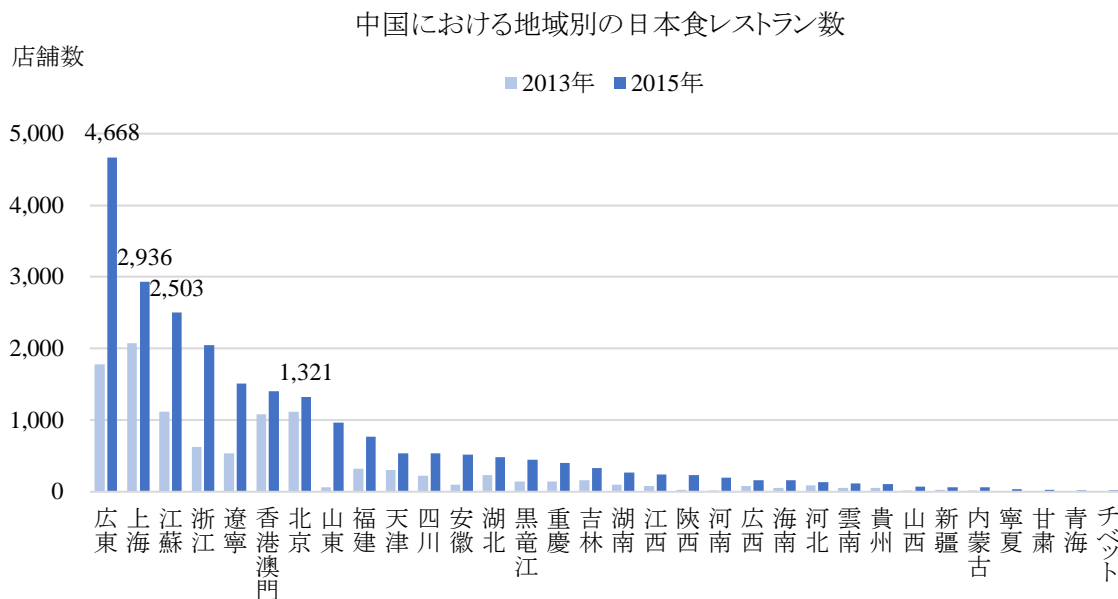
「健康志向が追い風となり、日本食の人気が増している」

「深圳では日本食を扱う高級店の割合も増えており、VR*と一体型でサービス提供をする飲食店等、新しい形態の店舗もみられる」

*VR：仮想現実の略称。ユーザーの五感を刺激し、オリジナルに近い体感を仮想的に実現できるようにする技術

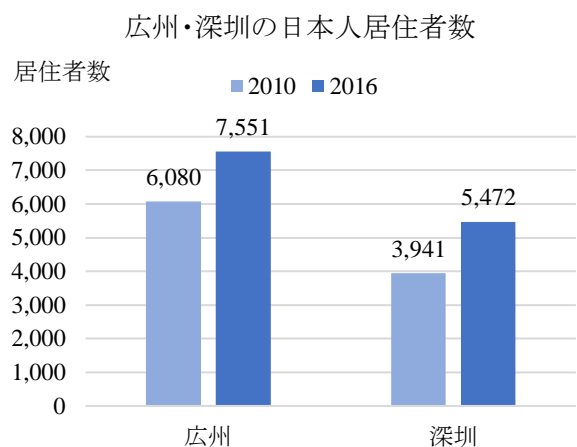
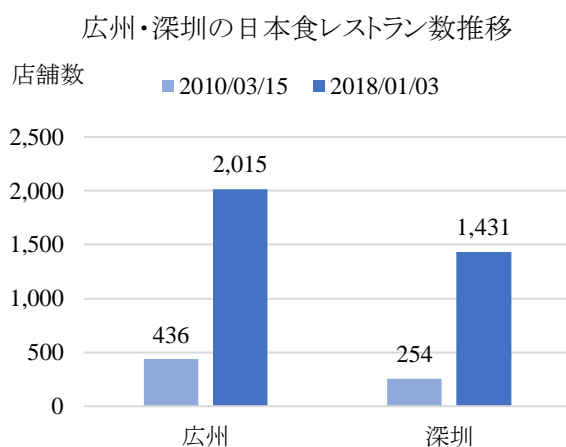
1.2 日本食レストランの普及状況

日本食レストラン数は、中国全土で2013年から2015年にかけて、10,600店舗から23,100店舗へと、2年で約2倍に増加。22,452店舗を有する米国を抜き世界1位となっている。地域別にみても、全ての省・直轄市・自治区で増加している。2015年時点で、広東省が4,668店舗を有し1位となっている。



出典：在中国日本国公館調べ

広東省内に目を向けると、広州市(2,015店舗)、深圳市(1,431店舗)の店舗数が最も多い。また、両都市において、店舗数は過去7年間に於いて約4~5倍の勢いで増加している。なお、両都市における日本人数も過去数年で着実な伸びを見せている。



出典：大衆点評、外務省「海外在留邦人数調査統計」

具体的なレストランの状況としては、サイゼリヤが店舗数としては最大の規模を誇り、過去3年間で78店舗から116店舗へと急速に増加している。同じ中国内のイタリアン系ファミリーレストランとして人気を誇っているピザハットは比較的高級志向であるのに対し、サイゼリヤはあくまで低価格路線を貫き、若者を中心に人気を集めている。

広東省にて日本ブランドで展開される主な飲食チェーン店

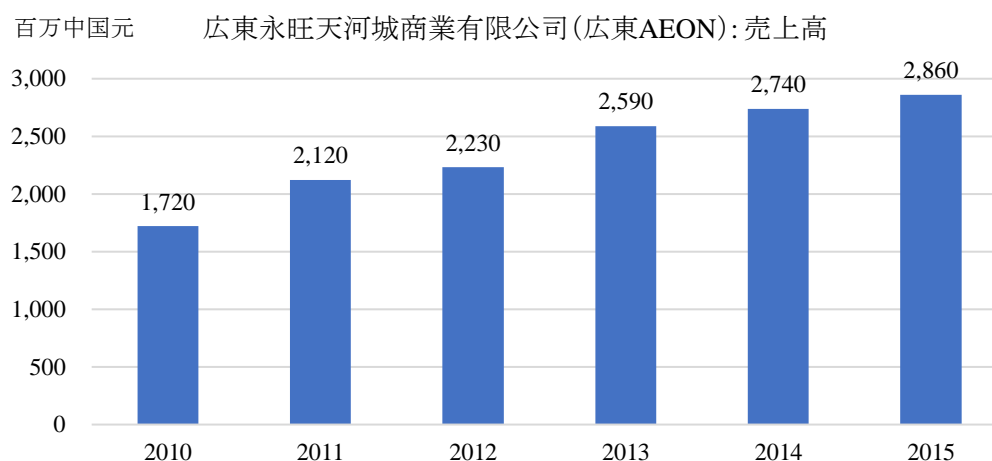
飲食チェーン(中国名)	時点	店舗数		時点	店舗数		中国進出年
		広州	深圳		広州	深圳	
サイゼリヤ(薩莉亜)	2014/08	78		2017/08	116		2003
元気寿司	2014/11	8	8	2018/01	13	16	2010
和民	2014/11	4	10	2018/01	3	10	2005(深圳)
すき家(食其家)	2014/11	8	0	2018/01	8	0	2005
丸亀製麺	2014/11	0	0	2018/01	3	2	2011
CoCo 壺番屋	2014/11	0	2	2018/01	2	2	2004
山小屋ラーメン	2014/11	0	3	2018/01	0	4	2009(深圳)
ペッパーランチ(胡椒厨房)	2014/11	3	1	2018/01	2	1	2005

出典:各社ウェブサイト、アニュアルレポート

1.3 日本食を取り扱う小売店の普及状況

<日系小売店>

近年は中華圏における日本発の小売店(特に大型スーパー)の店舗拡大が目立っている。中でも最大手であるAEONは、広東省でも20店舗を展開。



出典:SPEEDA

<日本食を取り扱う現地の小売店>

上述の通り、所得水準の向上等を背景として、日本食が広東省の食文化に浸透しつつある中で、ローカルの食材小売店での日本食の取り扱いも増えてきている。特段、外資系スーパーマーケットの進出も加速しており、日本食品や輸入品、有機野菜といった従来高級品として扱われてきた食品を手に入れられる場所が増えてきている。

以下、AEON 以外に日本食を多く取り扱っている代表的な広東省内の小売店を取り上げる。

主要展開地域	会社/店舗名	説明
広州	bit	日本のもの以外にも輸入食品を扱っている。調味料、菓子、食材など日本産のもの全般を取り扱い
	corner's deli	外資系のデリだが、日本食の品揃いも多い
	广州日本商店	日本食材・お菓子・雑貨・雑誌などを取り扱い
	桃太郎コンビニ	数多くの日本ブランドの商品を販売
	業務スーパー よしのぶ	海鮮や乾物、漬物、調味料、スイーツなどの冷凍-冷蔵-常温食材を、常時 200 種類以上揃える
	桜コンビニ	1,000 種類以上の日本輸入品を取り揃える
深圳	一番食品	日本食材の専門店。調味料、缶詰、乾物、カップ麺から、菓子、ドリンクにいたるまで、豊富に商品を取り揃えており、一部、イオンで取り扱っていない商品も置いている ※国分グループが 2017 年に買収
	オーレ(Ole)	香港の華潤グループ系の高級スーパー。各店舗必ず日本食品コーナーがあり、冷凍食品やインスタント食品、缶詰、調味料、菓子類等、充実した品揃えとなっている。また、有機野菜、有機卵のコーナーもかなり大きく設けられている
	大盛ストア	店内には日本のカップラーメンやインスタントカレー、七味唐辛子や焼き肉のタレ、ドレッシング、さらには日本のお菓子類など深圳では手に入れにくい日本食材を多く取り扱っている。また、焼酎など日本のお酒も販売
	深三和食品	調味料(しょうゆや味噌)や缶詰などを販売。比較的業務用の食材が多い
	日華ストア	日本の鶏肉やフライ類、ウィンナーやベーコンなどの加工品、魚やサーモンの冷凍食品を販売

出典:消費者による口コミサイト・ブログ等

1.4 日本食メーカーの進出状況

広東省の経済発展、日本食の普及を追い風として、同エリアにおける日本食メーカーの進出も加速している。自社で生産/販売拠点を展開するケースに加え、近年は現地企業との合弁という形で立ち上げを行うケースが多い。代表的な企業および拠点展開の沿革を、以下に紹介する。

<キューピー>

中国国内に4つのマヨネーズ生産拠点を有し、その内1つが広州に存在

設立年	社名
1993	北京丘比食品有限公司
2002	杭州丘比食品有限公司
2015	南通丘比食品有限公司
2018	広州丘比食品有限公司

<アサヒグループホールディングス(株)> (現地法人:深圳青島啤酒朝日有限公司)

深圳に青島ビールと合弁の生産拠点を所有

設立年	工場名
1999	深圳青島啤酒朝日有限公司 深圳工場

<ヤクルトグループ> (現地法人:広州ヤクルト)

広州ヤクルト管轄の販売拠点が8つ存在し、広州3カ所目となる生産拠点が建設中

生産開始年	工場名
2002	広州工場
2014	広州第2工場
2019	2017年7月広州佛山工場建設開始、2019年3月生産開始予定

<明治食品株式会社>

広東省にて台湾企業とタイアップで生産工場を所有

生産開始年	生産拠点
2005	フリーズドライ野菜生産工場

1.5 日本食を取り巻くトレンド

＜安価な日本食レストランの浸透＞

日本食は、以前は高級な外食としての色合いが強かったものの、庶民的な日本料理店の増加が日本食の中国市場での拡大を後押ししており、広州でも安価なテイクアウト寿司が人気を博している。

＜日本酒の消費量増大＞

中国への日本酒輸出額が2017年に金額で昨年比83%増、数量も同74%増と急拡大(財務省貿易統計)するほど消費が伸びている。ここ数年で日本産の日本酒を愛飲する層が着実に増えており、「獺祭」などの有名ブランドは、特に知名度が高い。

＜SNS映え＞

日本食はおしゃれ感があると認知されており、日本食を撮影してSNS上にアップする若者も多い。上述の広州で人気のテイクアウト寿司も彩りが鮮やかな「中国風すし」で、若者や女性の日本とは少し異なるおしゃれな店へのニーズを満たしている。

＜ディープなB級グルメの普及＞

日本でヒットした映画「深夜食堂」やアニメ漫画「銀魂」の影響で劇中に登場する卵焼きや、もんじゃ焼きなど従来人気であったものとは異なる日本食を求めて日本食レストランに足を運ぶ若者が多い。広州でもお好み焼き専門店・たこ焼き専門店など少しマニアックな店舗が増えている。

＜食の安全に対する意識の高まりと日本食への信頼感＞

中国では食への関心が高い半面、食の安全に対する警戒心が強い。数年前から外食店で、下水などにたまった油「地溝油」を利用して調理する店が存在するとして社会問題になり、外食への信用度が低下した。中華料理は懸念対象の油を多用する一方、日本食は油をあまり使わないため安心できると捉えられている。また、2008年に中国産粉ミルクにメラミンが混入し、乳幼児に多大な被害が出たことを契機に、日本産に対する需要が高まった。

＜専門店化＞

焼鳥屋、焼肉屋、ラーメン屋など、日本食レストランも専門店化が進んでいる。こだわりの日本食を提供する店が増えたことがさらなる日本食人気に繋がっている。

＜健康志向の高まり＞

日本食はヘルシーな印象があり、個人所得向上による健康志向が日本食人気を後押ししている。品質が高くヘルシーな刺身は飲食店のみならず、スーパーで陳列されることも増えてきている。

＜物流ネットワークの整備＞

近隣国との間、また中国内で低温物流を含む物流網が充実し、日本食でも調味料、カレー、納豆など以前と比べより幅広い食材が中国のスーパーで並ぶようになり、また刺身など新鮮な食材の入手も容易になってきている。

＜2. 広東省での食品輸入・販売時の規制＞

本章では、広東省での食品輸入・販売時に留意する必要がある各種規制について、輸入全般に係るもの（輸入禁止品等）、添加物に関するもの、ラベルに関するものの3グループに分けて整理した。なお、これら項目の規制において、広東省ならではのものは特段見受けられていない。

2.1 食品の輸入全般に関する規制

2.1.1 新しい税制の適用

中国の関税及び税率は定期的に更新されており、本レポート作成時は、2016年4月8日に施行されたものが最新となっている。同タイミングの主な更新内容としては、特定の食品及び飲料に加え、一部電子機器、金・銀、家具等4分野の品目の税率が10%から15%へ増加したことが挙げられる。

2.1.2 日本からの輸入禁止食品

2011年3月の東日本大震災発生とそれに伴う原発事故の影響により、中国では日本産食品の輸入が制限されている。一部規制が緩和された原産地域もあるものの、未だ右に記載の「10都県」からの全ての食品・飼料の輸入が禁止されている。

加えて、以下食肉・食肉加工品については、産地にかかわらず直接・間接輸入共に禁止されている。鳥インフルエンザやBSE、スクレイピー等の感染懸念による規制のため、エキスまで禁止される等、非常に厳密に取り締まられている。

- 家禽類(家さん類)、鳥類の肉および加工品
- 豚、牛、羊などの偶蹄目動物およびその加工製品

＜食品輸入禁止の産地＞

福島県	群馬県
栃木県	茨城県
宮城県	新潟県
長野県	埼玉県
東京都	千葉県

2.1.3 原産地証明書提出の必要性および留意点

日本から中国に食品を輸出する場合、10都県以外を産地としたものでも、水産物に関しては水産庁が、酒類については国税庁が、その他食品については各都道府県農林担当部局が発行する、原産地証明書等(10都県以外で生産されたことを証明するため)の提出が求められる。

地域	品目	規制内容
10都県(福島、宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、長野)	全ての食品、飼料	輸入停止
10都県以外	野菜及びその製品、乳及び乳製品、茶葉及びその製品、果実及びその製品、薬用植物産品	＜放射性物質検査証明＞※ 中国の放射性物質基準に適合することの証明
	水産物	＜産地証明＞ 10都県以外で生産されたことの証明
	その他の食品・飼料	＜産地証明＞ 10都県以外で生産されたことの証明

証明書の様式及び記入方法については、『別添 01. 中国向け原産地証明書記載例』、『別添 02. 中国向け原産地証明書 記入説明』を参照。

※2つ目の区分の対象品目(野菜及びその製品、乳及び乳製品、茶葉及びその製品、果実及びその製品、薬用植物産品)については、産地証明書の他に放射性物質の検査証明書が求められており、同検査証明書の様式は両国政府間で協議中とのことであるため、当該品目については同様式についての合意が得られるまで事実上輸入停止の状態が続くことになる。

なお、日本から香港に一度輸入した食品に関しては、中国への輸出に際して日本から中国向けの原産地証明書を発行してもらえないため、輸入にあたり原産地証明書を要求する中国への再輸出は事実上不可能となっている。

2.1.4 特定の製品セグメントに関する規制

2.1.4.1 健康食品

- 初輸入のビタミン・ミネラル・その他栄養のサプリメント機能を持つ健康食品は国家食品薬品监督管理局(以下「CFDA」)記録の義務あり
- その他健康食品は省レベルの食品薬品监督管理局(FDA)における記録義務あり
- 記録後3か月以内に輸入完了しなければならない
- ラベル・説明書きに予防及び治癒効果を謳うことが禁止
- ラベルに「本製品は薬品の代わりになるものではない」と明示することが推奨
- ラベル・説明書きに述べられている通りの効能・成分を含まなければならない

2.1.4.2 乳児食品

- 乳児食品の成分・食品添加物・製造方法・ラベルは省レベルのFDAにおける記録義務あり
- 粉ミルクに関してはCFDAの記録義務あり。その際、製造過程・安全性を示す報告書及び関連資料の提出義務あり
- 海外製造の輸入粉ミルクのパッケージは内容の変更不可
- 粉ミルク製造者は同一製品に異なるブランド名をつけることはできない

2.1.4.3 遺伝子組み換え食品

- 遺伝子組み換え食品はその旨を正確に表示する義務あり
- 「非遺伝子組み換え」という表示を遺伝子組み換え食品及び当局の認可を受けていない遺伝子組み換え原材料に用いてはならない

2.1.4.4 病人用特別用途食品*

- CFDAの記録義務あり。製造方法・製造技術・ラベル・説明書き・製品の安全性と必要な栄養を有していることを示す資料、特定の医療用途における効能を示す資料を記録時に提出義務あり

*病人用特別用途食品:ラクトースフリーの粉末飲料等、健康/医療上の食事制限を持つ人向けの食品

2.2 添加物に関する規制

2.2.1 添加物の基本要件

- 食品添加物については、以下の基本要件が定められている:
 - 人体に悪影響がない
 - 腐敗・悪化をごまかす用途でない
 - 粗悪品隠蔽・不純物添加・偽造目的でない
 - 食品の栄養低下を招かない
 - 元々の狙いを損なわない範囲で食品内使用量を極力減らす
 - 残留レベルを表示しない場合、加工助剤は生産完了前に取り除かれねばならない

2.2.2 添加物の利用用途

- 食品添加物は以下の用途で用いることが出来る：
 - 食品の栄養価維持・増強
 - 保健機能食品の不可欠な成分・要素
 - 食品の知覚特性・品質・安定性を向上
 - 製造・加工・包装・輸送・貯蔵の促進

2.2.3 添加物の利用申請

- 必要書類：
 1. 申請用紙
 2. 名称(一般名)、機能分類、使用量と申請範囲
 3. 必要性・効果を示す資料
 4. 品質要求、製造プロセス、検査手法
 5. 安全性評価資料
 6. ラベル・マニュアルサンプル
 7. 安全性評価に関するその他の資料
 8. 産業・商業登記証明書
 9. 委任状(必要な場合)

*上記 2、3、4 番目の資料には企業秘密を含めず開示可能情報のみで良い

- 使用量増加及び食品添加物申請範囲の拡大のためであれば、上記 5 番目「安全性評価資料」免除
- 初回輸入に伴う新規食品添加物申請であれば、更に以下を提出：
 - 輸入元の国・地域における関係機関発行の申請対象の食品添加物を製造または販売することがその国・地域で認められた旨を記す証明書
 - 製造企業が在籍する国・地域における関係機関が発行した製造企業審査・認可証明書
- 申請先: 国家衛生与計画生育委員会

2.2.4 フレーバリングが禁止されている食品

(別添 03. フレーバリング・香料の追加が禁止されている食材一覧 参照)

2.2.5 関連法令・ガイドライン

本レポートに記載した内容を含め、食品の輸出入および販売における添加物に関する規制は、国家衛生与計画生育委員会が施行している以下法令・ガイドラインに記載されている。

- 法律及び規制：
 - 新規食品添加物管理規定
 - 新規食品添加物申請及び受理規定
- ガイドライン：
 - GB 2760-2014 食品添加物使用基準
 - GB 28050-2012 食品栄養強化物使用基準
 - GB 29987-2014 ガムベースとその原料
 - GB 29924-2013 食品添加物ラベル通則
 - GB 29938-2013 香辛料通則
 - GB 26687-2011 複合食品添加物通則

- GB 30616-2014 香味用添加物

2.3 ラベルに関する規制

2.3.1 ラベルの基本記載要件

- 食品のラベルには、以下内容が記載されている必要がある：
 - 製品名
 - 成分表示
 - 正味容量
 - 乾燥重量
 - 固形物容量
 - 製造者の名称・住所
 - 製造・包装年月日
 - 賞味期限
 - 製品規格番号
- 食品のラベルのフォーマットは、以下要件を満たしている必要がある：
 - フォントについて：
 - 食品のラベルには普通話(北京語)を使用
 - ピンイン(ローマ字の発音表記)併記は可能だが、スペルが正確で漢字より小さいフォントサイズであることが必要
 - 少数民族言語もしくは外国語併記も可能だが、普通話の正確な訳語且つ漢字より小さいフォントサイズでなければならない
 - 全ての文字、記号、図は直観的で分かりやすく背景と対称となる色遣いが必須
 - 栄養成分ラベルのフォント・色はわかりやすく、しかし商品名やトレードマークより小さく
 - 単位について：
 - 食品のラベル使用の計量単位は中国法定の計量単位に準拠
 - 位置に関して：
 - 食品のラベルは容器から剥がれてはならない
 - 栄養成分ラベルは包装の目立つ部分に配置
 - ラベル範囲が 20 cm²以内、あるいは特に大きい包装の場合、表を 2 列に分ける等、レイアウトを変更しても良い
 - その他：
 - 栄養成分は表形式で列挙する必要がありサイズは問わない。表の位置は包装の基準線に垂直であるのが目安。表フォーマットは栄養成分ラベル基準記載の基準に従うこと
 - 各成分は、栄養成分ラベル基準記載の基準に従い降順で列挙
 - 外部包装(もしくは大量包装)のある食品には、栄養成分の記載は消費者の目に届く外部包装のみでよく、各成分の正味容量は内部包装及び容器に記載しなければならない

2.3.2 ラベルの記載要件詳細(項目ごと)

2.3.2.1 製品名

- 製造者は以下のような名称を食品ラベルに使用可能:
 - クリエイティブな名前
 - ユニークな名前
 - 翻訳名称
 - ブランド名
 - トレードマーク名
- 国家基準要求の食品名もしくは産業基準の名称で表示せねばならない

2.3.2.2 成分表示

- 全食品(単一原材料のみの食品を除く)は成分表を載せるにあたり、「原材料」あるいは「原材料表」という見出しを明記しなければならない
- 内容量に従って降順で原材料を表示
- 以下のものには正式名称の表示が必要:
 - 甘味料
 - 保存料
 - 着色料
- 可食包装素材の主要原材料の表示も推奨されている

2.3.2.3 正味容量・乾燥重量

- 包装・容器に記載の食品名称と同じ面に正味容量を記載:
 - 液状食品は体積で表示
 - 固形食品は質量で表示
 - 半固形食品は質量または体積で表示
- 固形・液体食品を共に含む容器は:
 - 正味容量を表示
 - 乾燥重量を質量または質量分率で表示

2.3.2.4 賞味期限

- 製造年月日は製造工程および検査の通貨を完了し、工場から出荷した日付
- 冷凍飲料に関して製造年月日は外部包装箱に表示せねばならない
- 以下食品は賞味期限表示義務なし:
 - アルコール度数 10%以上のアルコール飲料
 - 食用酢
 - 卓上塩
 - グルタミン酸ソーダ
 - 固形砂糖
 - その他簡単に劣化しない食品

2.3.2.5 輸入品

- 輸入品は以下を明示:
 - 原産国
 - 中国登録の販売代理店の名称及び住所
- CCC*マークが必要な製品はその申請及び検査プロセスを経るのに加えて、中国入国前もしくは販売前にマークを製品につけなければならない

*CCC: 中国の製品認証機関

2.3.2.6 遺伝子組み換え食品

- 国務院施行「遺伝子組み換え農作物ラベル管理」の対象
- 下記食品はラベルに遺伝子組み換え食品である旨を記載：
 - 大豆粉
 - 大豆油
 - コーン油
 - コーンスターチ
 - 菜種油
 - 菜種
 - 生トマト
 - トマトソース

2.3.3 輸出入する包装済み食品のラベル

- 包装済み食品が中国税関を初めて通過するときに必要な資料：
 - 中国語で作られた中国国内向け独自ラベル
 - 原産国でのラベルとその翻訳版
 - 栄養検査レポート
 - 中国における輸入者・販売業者・代理業者の商業ライセンス
 - ラベルに他に謳っていることがあれば、それらの証拠資料
- 全資料が国家質量監督検査検疫総局(以下「AQSIQ」)によって認可されれば、包装済み食品に記録証明書が発行される。
- 以下の書類が追加報告において要求される：
 - 初回発行の記録証明書のコピー
 - 原産国でのラベル
 - 中国語での独自ラベル

2.3.4 記載が禁止されている事項

- 直接的/間接的に食品が疾患を予防・治癒すると喧伝すること
- 非健康食品が直接的/間接的に健康上の効能を有すると謳うこと
- 誤解を招く方法で製品を記述・紹介すること
- 証明ができない製品取扱説明書の内容
- 中国の習慣を尊重しない、または差別的な文言や図
- 国旗、国章、人民元札
- 法律、規制、製品基準によって制限されているその他内容

2.3.5 食品ラベルに関する禁止事項

- 製造年月日と消費期限の偽造と詐欺的な表示
- 生産地の偽造、異なる製造者の名称・住所を偽って表示
- 製造ライセンス・番号の偽造または作り変え
- 法律・規制で禁止されているその他の事項

2.3.6 成分表示の免除要件

- 以下の包装済み食品は成分表示免除：
 - 一日当たり消費量が 10g/10ml 以下の食品
 - 包装済み生肉、鮮魚、野菜、果物
 - 包装部位が合計で 100 cm²以下の食品
 - 包装されてから即座に販売される食品
 - 0.5%以上のアルコール度数を含む食品
 - 法律、規制、食品基準においてラベル不要と明記されているその他食品

2.3.7 関連法令・ガイドライン

本レポートに記載した内容を含め、食品の輸出入および販売におけるラベルに関する規制は、国家衛生部や、AQSIQ が施行している以下法令・ガイドラインに記載されている：

- 包装済み食品表示通則 (预包装食品标签通則)
→中国でのラベル要求事項と包装済み食品の内容物を明記
- 包装済み食品栄養表示通則 (预包装食品营养标签通則)
→包装済み食品ラベルに栄養組成表示及び栄養組成機能表示の特定必要事項を明記
- 食品添加物ラベル通則 (食品添加剂标识通則)
- 包装済み特別用途食品表示 (预包装特殊膳食用食品标签)
- AQSIQ Notice 27 輸出入包装済み食品の検査・ラベル監督管理規則
→輸出入包装済み食品ラベルに検査要求事項文書の記載

2.4 食品の仕入・販売に係る条件

広東省で食品を販売する小売業者は、賞味期限と仕入日の関係や、販売時の陳列条件として以下のような関係があることに留意する必要がある。

賞味期限と仕入日の関係*1	輸入品	製造日から賞味期限までの期間の <u>1/2</u> を超過している場合、仕入れられない
	中国国内製造品	製造日から賞味期限までの期間の <u>1/3</u> を超過している場合、仕入れられない
陳列時の保存温度・時間*2	常温販売品	製造時間*から 4 時間常温で保存したのち、廃棄する必要がある *記載する/しないは各社自由
	冷蔵販売品	製造時間*から 24 時間 0 度～4 度で保存したのち、廃棄する必要がある *記載する/しないは各社自由

*1：公式な規制等により開示されているものではないが、中国国内共通の商慣習として事業者が則っているようである

*2：中国食薬局が冷蔵ケースについて定めている規制。なお、食品ラベルに 0 度～4 度以外の保存温度条件が記載されている場合があるが、ラベルの条件を守っていても、上記冷蔵販売品の陳列時の保存温度・時間を守らなければならない

(例:製品のラベル上に「0度～10度」と記載されていても、4度以下で保存する必要がある)

(参考)香港における食品の保存条件

受け入れ時	事業者は、食品を受け入れる(仕入れる)際、以下を確認するため検査を行うこと: a. 汚染から守られていること b. PHF*の場合、下記の保存温度で管理されていること: i. 4度以下 あるいは ii. 60度以上 c. PHFを冷凍状態で受け取る想定の場合は、受け取り時に冷凍されていること d. 加工食品の場合は、受入日から賞味期限までの期間が、在庫品として腐らせないにあたり十分あるか
保存時	a. 生ものは、受け入れ後できるだけ早く、清潔で換気の良い場所で保存すること b. 生ものは、腐食、汚染、損傷から守る/防ぐような環境にて保存・手入れをすること c. PHFは以下で保存すること: i. 4度以下、あるいは60度以上 ii. 冷凍品の場合は冷凍(-18度以下での保存を推奨)
陳列/販売時	食品を陳列する際は、あらゆる汚染リスクから適切な方法で守る必要がある。食品事業者は以下を行うこと: a. 食品陳列時、包装食品についてはしっかり包むこと、また、非包装食品については何かで覆うこと b. 非包装食品をセルフサービス向けに陳列する際は、お互いに菌が移ることを防ぐために、食品ごとに、独立した適切な容器を用意すること c. PHFは4度以下、あるいは60度以上で陳列すること

*PHF : Potentially Hazardous Food(そのまま食べるのを避けるべき食品、健康に害を及ぼす可能性のある食品)

※香港食物環境衛生署が公開しているガイドライン「Food Hygiene Code」の第4章(Safe Food Handling)に基づく条件(義務ではない)

※受け入れ時、保存時、陳列/販売時と異なる

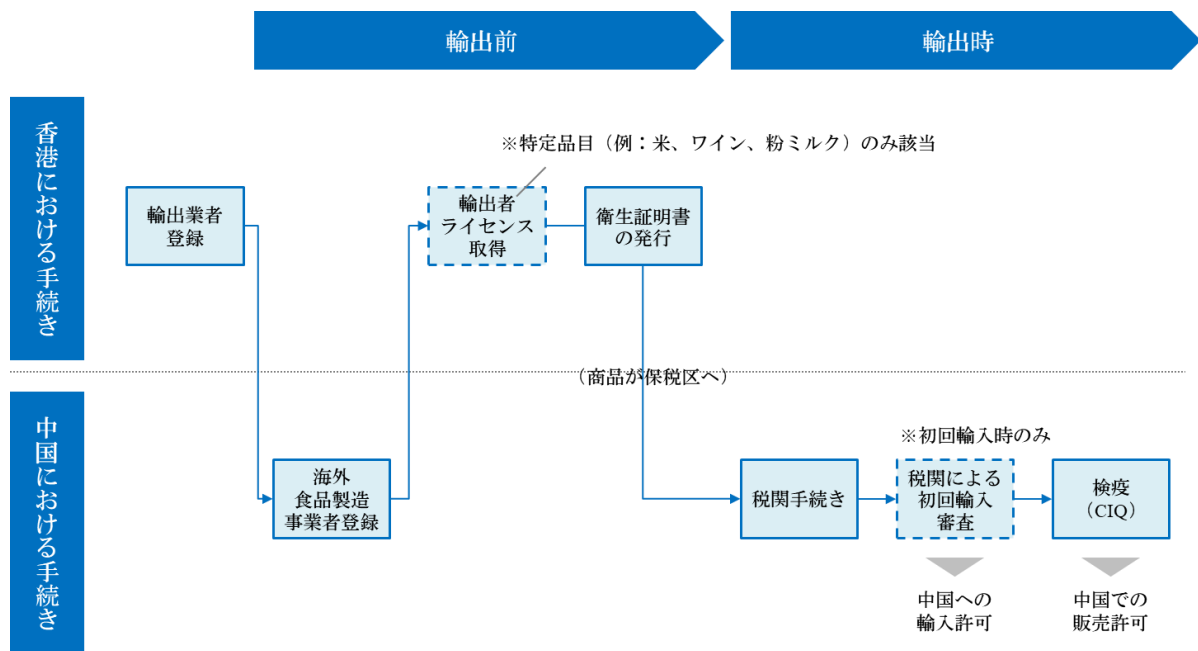
※その他、運送時等のガイドラインの詳細については、以下の香港食物環境衛生署ウェブサイトを参照

http://www.fehd.gov.hk/english/publications/code/sumc_4.html

<3. 香港から広東省への食品輸出のプロセス・手続き>

中国では食品の輸出入や販売に係る制度・規制が何重にも設けられているが、特徴的なのはその内容・要求水準が、管轄する行政機関、地区、輸入ポート、あるいは担当者により高頻度で異なることである。現に、毎年大量の食品が返品あるいは破棄されている。よって、特に中国への食品輸出をこれから行おうとしている事業者は、時間的・経済的余裕を確保しておくことが強く推奨される。本章では、香港から中国本土へ食品を輸出する際の一般的な手順、留意事項について整理した。

3.1 輸出プロセス概観



3.2 輸出プロセス詳細

3.2.1 輸出業者登録

中国で課税対象となる商品を輸出するいかなる事業者も香港税関発行の輸出/輸入業者ライセンスを取得する必要がある。

費用	1,200HKD(年間)
申請方法	Customs and Excise Department (香港税関) の下記サイトで申請 https://www1.dcs.customs.gov.hk/dcsext/dcs/indexPage
必要書類 (全事業者)	1) 有効な企業登録証明書 (Business Registration Certificate) 2) 貿易実務を行う拠点の賃貸借契約一式 (印紙税払い済) 3) 土地所有者証明 (例: 土地登記証) 敷地内写真 (建物外側、会社名と家具の配置を表示) 4) 地主による、主テナントから申請事業者に対して土地建物を又貸しする旨合意した文書 ※該当する場合のみ
必要書類 (他法人形態)	法人形態 (有限会社/個人事業主等々) により、追加で必要となる書類がある。詳細については『別添 04. 輸出入業者ライセンス申請時必要書類チェックリスト』を参照
詳細 ステップ	1) アカウント作成 2) ログイン 3) Import/Export license 申請 (企業情報、責任者情報、必要書類アップロードが必要) ⇒ 申請完了 4) 香港税関から追加情報の提供が求められる場合があるためメールを待つ 5) ライセンス発行前、責任者はインタビュー招待のメールが来るので日程を確定させる 6) 調整した日時にインタビューを実施 ⇒ 申請認可 7) ライセンスコンディションと支払い通知がメールで届く 8) ライセンスコンディションの確認と、支払い方法をメールの指示に従って確定させる 9) 支払い後に、その情報を打ち込み、証明書類をアップロードする ⇒ ライセンス新規発行手続き終了
リードタイム	通常約 12 営業日

ユーザーガイドブック(問い合わせ先含む):

http://www.tradelink-ebiz.com/pdf/DCPguidebook_e.pdf

3.2.2 特定製品に関する輸出ライセンスの取得

香港からの食料/飲料の輸出にあたり、一部の品目については専用のライセンス取得の義務あり。以下、主要な品目を例として取り上げ、ライセンス取得の手順や留意点を整理した。

3.2.2.1 米

再輸出のため米の輸入を行う者は、輸出入両方のライセンスが必要。

- 詳細ステップ:
 - 1) 香港工業貿易署の以下申請フォーム販売カウンターでライセンス申請フォームを取得
13/F, Trade and Industry Tower, 3 Concorde Road, Kowloon City, Hong Kong
※1309(購入場所)/1324(提出場所)
 - 2) 申請フォームを記入し、米管理課に提出
- リードタイム: 基本的に提出後 1 営業日で認可/却下が判明

3.2.2.2 ワイン

対中国輸出にあたって、専用のライセンスが存在。任意による登録だが、事前にライセンスを取得しておく通関手続きが素早くなる。

- 詳細ステップ:
 - 1) 香港工業貿易署のウェブサイト上の下記リンクより申請フォームをダウンロード・記入
https://www.tid.gov.hk/english/import_export/nontextiles/wine/files/tid2017244.pdf
 - 2) 申請フォーム内で明示されている書類の提出および支払いを香港登録ワイン輸出者申請課の事務局(下記住所)で行う
14/F, Trade and Industry Tower, 3 Concorde Road, Kowloon City, Hong Kong
※手渡しによる提出が必要
 - 3) 香港税関が調査を実施し認可可否決定の後通知
- リードタイム: 基本的に提出後 10 営業日以内

3.2.2.3 粉ミルク

- 詳細ステップ:
 - 1) 香港工業貿易署の以下申請フォーム販売カウンターで Export License Form 6 (TRA394)を
購入
13/F, Trade and Industry Tower, 3 Concorde Road, Kowloon City, Hong Kong
 - 2) 申請フォームを記入し、輸入時のインボイスと共に粉ミルクライセンス課に提出(住所同上)
※原則として、輸入時のインボイスの輸入者名が申請者名と同一でなければならない
※輸出ライセンスは無料発行
※手渡しによる提出が必要
- リードタイム: 基本的に提出後 2 営業日

3.2.3 海外食品製造事業者登録

中国本土へ食品を輸出する食品製造事業者は、中国国家認証認可監督管委會(以下「CNCA」)に対して登録を行う必要がある。

<提出書類>

- 1) 食品製造事業者の所在国(地域)における、食品衛生に関する法令の関連文書
- 2) 食品製造事業者の所在国(地域)における、食品衛生を管理する当局名(+担当者名)
- 3) 食品製造事業者の所在国(地域)における、検疫を実施する当局名
- 4) 申請する海外食品製造事業者名のリスト
- 5) 海外食品製造事業者登録申請書
必要に応じて、工場/事務所/保管庫等の図面、製造工程表等も追加提出
- 6) 上記(2)(香港の場合、香港食物環境衛生署(以下「FEHD」)による、推薦状

※(1)(2)はコピーで良く、その他は原本が必要

※各1部、紙媒体/電子媒体両方可能、言語は英語/中国語両方可能

<提出方法>

提出は、CNCAへ直接提出することも可能だが、食品製造事業者の所在国(地域)における、食品衛生を管理する当局(香港の場合は、FEHD)経由でも行える。

前者の場合の提出先は下記の通り:

電子メール: dr_division1@cnca.gov.cn

郵送: 国家認証認可監督管委會
北京市海淀区马甸东路9号, 100088

ファックス: 010-82260753

後者の場合は、上記書類をFEHDに提出の上、CNCAへの提出を依頼する。

<審査方法>

上記書類受付後の書類審査に加え、(書類審査を通過した事業者については)審査員による現地視察が行われる。審査結果は郵送にて伝えられる。

<リードタイム>

現地視察を除き(発生しないケースがあること、また発生した場合の所要時間が不透明なためカウントされていない)、20営業日

<費用>

無料

3.2.4 衛生証明書の発行

通関における衛生証明書の提出は、過去十数年間の内でも、外交上の情勢等により、その要否が都度変わっている。

<発行主体>

検疫による衛生証明書の発行は、輸出国および輸入国どちらの機関でも可能。自国内の機関であるため認可が比較的下りやすい/コミュニケーションがとりやすい/中国の検査機関の指摘内容は不規則/不透明等の理由により、香港では一般的に香港食物環境衛生署(以下「FEHD」)で申請する事業者が多い。

<審査内容>

A. 工場現地視察

- 衛生環境、製造工程や業務、財務管理、従業員の給与体系等を幅広く審査
- 頻度としては年に最低一度

B. 製品の審査

- 審査官が製品のラベルが見えるアングルからの外装および取り出した製品の写真を撮影(製品ごと)
- 一部製品を取り出し、検査場での検査を実施するケースもある

C. 年次生産量報告

- 各工場は、FEHDへ毎年年間の製造量につき報告をする必要がある

<審査負担の軽減措置>

食品の製造を行っている工場(を運営している企業)が Food Factory License 等、関連するライセンスを取得してある場合、FEHDの審査負担(頻度、所要時間等)が軽減されるケースもある。

3.2.5 税関手続き

<提出書類>

- 1) 通関申告書
- 2) コマーシャルインボイス
- 3) 詳細なパッキングリスト
- 4) 船荷証券
- 5) 原産国の輸出認証
- 6) 原産地国が発行する衛生証明書
- 7) ボトリング日付証明書(飲料の場合)
- 8) 自由販売証明書
- 9) オリジナルラベルのサンプル
- 10) 中国語ラベルのサンプル

<申告方法>

税関申告を行う方法としては大きく分けて2つあり、1つ目は、有料サービスを利用して自ら電子申告を行う方法、2つ目は、紙媒体で情報を提出し、指定業者に電子データへの変換を行ってもらう方法である。以下電子関税申告サービスの代表例を紹介する:

会社/サービス名: Global e-Training Services Limited (Ge-TS)

問い合わせ電話番号: (852) 8123 8122

ウェブサイト: <http://www.ge-ts.com.hk>

会社/サービス名: Brio Electronic Commerce Limited

問い合わせ電話番号: (852) 3590 4163

ウェブサイト: <http://www.brio.com.hk>

会社/サービス名: Tradelink Electronic Commerce Limited (Tradelink)

問い合わせ電話番号: (852) 2917 8888

ウェブサイト: <http://www.tradelink.com.hk>

<申告料>

香港原産かどうかに関わらず、総額 46,000HKD 以下の物品:0.2HKD、46,000HKD 以上の物品:46,000HKD から 1,000HKD 増えるごとに 0.2HKD に 0.125HKD を加算

<リードタイム>

税関への申告から輸入許可が出るまで、一般的には 1-2 週間程度かかると言われているが、事業者にはヒアリングをした中で、輸入し始めの間(税関担当者との信頼を構築するまで)は長引き(2-3 週間程度)、その後短縮されていく傾向にあるという(短い場合は 3 日ほど)。

<罰則金>

輸出者は正確かつ完全に情報が記入された税関申告書を、物品が輸入/輸出されてから 14 日以内に税関に提出しなければならない。この手続きを怠る/遅滞を生じさせる/税関申告書に誤った情報を記載する行為は法律違反に当たり(輸出者・輸入者共に)、罰則の対象である。

違反内容	罰則
関税申告作成遅滞(物品総額 20,000HKD 未満)	申告物品 1 点につき 0~100HKD
関税申告作成遅滞(物品総額 20,000HKD 以上)	申告物品 1 点につき 40~200HKD
誤った情報の記載	10,000HKD

3.2.6 税関における初回輸入審査

中国の輸入手続きにおいては、輸入者として初回の輸入にあたる場合、AQSIQ による初回輸入検査が行われる。自社の支店・子会社等を利用して輸入手続きを行う場合でも、法人が異なれば本ステップが再度発生することに留意する必要がある。事業者としての実態を示すための情報開示、ラベル基準を満たしていること、サンプルテストの合格が必要となる。

<必要書類>

- 1) 製造者の登記簿
- 2) 原産国の輸出認証
- 3) 中国側バイヤーとの売買契約
- 4) 詳細なパッキングリスト
- 5) 梱包材の説明

初回輸入審査において提示を求められる書類としては、以上が挙げられるが、他の書類(原産国の衛生証明書、ラベルに記載されている輸入者/ディストリビューター/エージェントの登記簿等様々)についても追加で提示を求められることがある。

<ラベルの必要条件>

ラベルの要件は前の章で紹介した規定に則ることに加え、製品/担当者により様々な要求/指摘が発生する可能性がある。一般的に見られるのは、原材料、保存要件、卸売業者の連絡先だと言われている。

⇒ **AQSIQ** の認可後、当該製品に関して **2年間有効な「食品ラベル認定証」**が発行される

<サンプル検査>

サンプル検査の対象、確率等は非常にランダムで、規則性が無い。初回審査の場合検査場での検査が実施される可能性が高く、かつ製品によっては衛生部(加工食品の場合)、農業部(生あるいは冷凍の農産物の場合)に引き継がれ、追加の検査を要するケースもある。

⇒ **検査を通過すれば、AQSIQ** は当該製品に関して **3年間有効な「食品衛生証明書」**を発行する

<リードタイム>

初回輸入審査の所要期間は製品や担当者により振れ幅が大きいですが、一般的には粉末飲料(乳児用の粉ミルク、プロテインパウダー等)は2-3か月程度、その他食品は1-2か月程度要するとされている。

3.2.7 検疫(CIQ)

税関への全ての必要書類の提出が完了していることを条件として、**CIQ** 機関が検査を行う。検査に合格次第、中国国内用の食品衛生証明書が発行され、中国国内での販売が許可されることとなる。1つ留意すべきは、輸入手続き自体が完了していても(物理的に、保税庫から商品を取り出させてもらっても)、衛生証明書が発行されるまでは販売許可が下りていない状態のため、販売に勝手に踏み切ってはいけないことである。(実際に、許可が下りると想定して先行して販売を行い、商品の回収や始末書の提出を求められた事業者も存在する)。なお、輸出品目によっては、**CIQ** を税関に先立って行うことが求められるケースがあるため、注意が必要である。

<リードタイム>

所要期間は、2-4週間程度とされている。

3.3 HSコード

中国における食品輸入時の厳密な手続き、留意すべき規制は、現状 HSコードごとに規定されている。また、輸出入に際して、対象品目を申告するときは基本的に HSコードの記入が求められる。こうしたことから、自社が輸出しようとしている品目が、香港および中国におけるどの HSコードに分類されるかを把握することは非常に大切となる。

3.3.1 各国の HSコード比較

一方、各国の規定するコードやその更新スキームには差異がある。以下、中国と香港のコードの特徴、参照先等を紹介する。

国	特徴
中国	直近では 2012 年、2017 年に更新されている。2017 年の改正は、HS コードが抜本から再編成されるというよりもコードに含まれる細かい品目が一部変更されるというものであった。 ◇2017 年度版 HS コードリスト： http://www.customs.gov.cn/Portals/0/hgzszfs/2017%E5%B9%B4%E7%89%88%E3%80%8A%E5%8D%8F%E8%B0%83%E5%88%B6%E5%BA%A6%E3%80%8B%E4%BF%AE%E8%AE%A2%E7%9B%AE%E5%BD%95.doc
香港	毎年更新されており(各年後半に新コードが発表され、翌年 1 月 1 日に更新された新年度版が有効となる)、こまめに確認することが必要。 ◇コードの検索サイト： http://www.censtatd.gov.hk/trader/hscodex/index.jsp ◇2018 年 1 月時点の全リスト： http://www.censtatd.gov.hk/FileManager/EN/Content_93/8-digit_HKHS_codes_2018.xls

(参考) 日本の HS コード参照先

<http://www.customs.go.jp/yusyutu/2018/index.htm>

3.3.2 HSコードの照合

上述の通り、香港と中国の間では、同一の品目でも申告先の税関(国)によって用いるコードが異なることがあり、事業者としては 2 国間のコードを照らし合わせなければならないことがある。一方、特に香港のコードは高頻度で更新されているため、最新のコードに基づいて一覧表・照会表を整備しても、遅くとも 1 年後には古びてしまうことになる。よって、都度各種検索サービス(サイト)等で、コードの検索・照合を行うことが推奨される。以下、コード(税率含め)の検索ができるサイト例を紹介する。

- HKTDC
<http://tariffs.hktdc.com/classification/>
- WorldTariff(有料)
<https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/registration.html>
- ETCN(有料)
http://hs.e-to-china.com/classification-p_14.html

<4. CEPA(中国本土と香港の経済連携緊密化協定)>

4.1. 概要

<CEPAとは>

《中国本土と香港の経済連携緊密化協定》(Mainland and Hong Kong Closer Economic Partnership Arrangement, 以下「CEPA」)は中国本土と香港の自由貿易協定で、2003年6月29日に初めて締結され、以降毎年その内容が更新されている。

<目的/意義>

CEPAは香港原産の製品および香港サービス業種の中国本土における市場拡大と、中国本土と香港間の経済融合、経済協力の強化を目指したものである。

CEPAを毎年更新することにより、香港企業にとっての中国本土でのビジネスチャンス拡大や香港人の就業機会の増加を期待でき、中国本土企業にとっても、香港を経由した海外進出を促進できるというメリットがある。外国企業にとっては、香港に会社を設立した上で内地に投資することにより、CEPAの優遇を享受できるというメリットがある。

<構造>

CEPAの内容は、4分野に分けられている。

1. 商品貿易

香港の製造企業により申請され CEPA 原産地規則(Rules of Origin、以下「原産地規則」)に適合する香港原産商品が、中国本土に輸入される際にゼロ関税の優遇を享受することができる。

※食品の輸出は本分野に該当

2. サービス貿易

一定の条件を満たす香港企業(香港サービスサプライヤー(Hong Kong Service Supplier、以下 HKSS と略称する)は、業種別に中国本土参入に際しての優遇措置が設けられており、その優遇措置は中国の WTO 加入時の市場開放スケジュールより早期に、或は広範囲に規定される。また、各種の専門資格を相互認証する協議が毎年実施されている。

3. 投資

中国本土と香港は多項目の貿易投資の促進に係る協力を推進しており、規制環境の改善に努める。

4. 経済技術協力

発展動向に対応する 22 分野(一带一路、金融、法律および紛争解決サービス、革新と技術、知的財産権、品質管理検査、検疫、小地域の協力など)の協力を強化することに努める。

<調停の経緯>

2003年6月29日に中国中央政府と香港特別行政区政府の間でCEPAの本文が締結された。続いてCEPAの細則を規定した6件の付属文書が同年9月29日に合意され、2004年1月1日に施行された。この第一段階のCEPAは通称CEPA Iと呼ばれ、374品目の香港製品が中国本土への輸入関税免除の対象となった。

また、サービス業では特定の業種において、香港で事業実績のある企業に対し、中国本土への参入を認めた。その後、主に適用品目・サービスの拡大を目的として、現在まで10回にわたり調停・補充が行われている。

<主要な調停・補充>

CEPA 本編	:	2003/6、9 締結
CEPA 第1次補充	:	2004/10 締結
CEPA 第2次補充	:	2005/10 締結
CEPA 第3次補充	:	2006/6 締結
CEPA 第4次補充	:	2007/6 締結
CEPA 第5次補充	:	2008/7 締結
CEPA 第6次補充	:	2009/5 締結
CEPA 第7次補充	:	2010/5 締結
CEPA 第8次補充	:	2011/12 締結
CEPA 第9次補充	:	2012/6 締結
CEPA 第10次補充	:	2013/8 締結
CEPA 第11次補充	:	2015/9 締結

<貿易手続き上の位置づけ>

CEPAにて規定されているのは、税関や中国本土への商品輸出やサービス展開時の優遇内容(関税の免除等)・対象品目/サービス範囲、および対象事業者・品目・サービス領域としての認可を受けるための手続きである。

よって商品貿易においてCEPAを利用するにあたっては、輸出プロセスが通常と異なるわけではなく、輸出やサービス展開に先立ち、対象事業者・品目・サービスとしての認可を受けておけば、輸出時に関税免除を受けられるという形になる。

4.2. プロセス概観

CEPAにてゼロ関税を享受できる商品は、「香港内の認可された工場」にて生産された「香港産と認定された商品」である必要がある。そのため事業者がCEPAを利用し、関税の免除を享受するため実施すべき手続きは大きく2つある。共に、申請先は香港工業貿易署である。

➤ 工場登記

- 香港内に生産能力・拠点を有する証明を受けるための手続き
- 有効期限は1年だが、更新時の手続き負担は少ない

➤ 原産地証書の発行

- 輸出する製品が香港内で生産されたものであることを証明するための手続き
- 各品目・出荷回数ごとに申請が必要

4.3. プロセス詳細

➤ 工場登記 (Factory Registration)

<工場登記取得の条件>

- a) 税務局商業登記処にて商業登記している。
- b) 固定および独立した工場スペース(自社保有或は賃貸)を有する。
- c) 工場内に、登記予定の製品を製造する設備を備えている。
- d) 登記予定の製品を製造するための労働力を雇用している或は備えている。(労働力はフルタイムあるいはパートタイム。給与は月額、日当、或は出来高のいずれも可能)
- e) 工場業務に関する適切な帳簿及び記録を保有している。

<工場登記の手続き>

- a) 香港工業貿易署ビル 3 階の「工場登記および原産地証書科顧客サービスセンター」或は 1 階の「産地来源証および紡績品査証科総合登記処」にて工場登記申請フォーム(TID91) (『別添 05. CEPA 工場登記申請フォーム』参照)、銀行振込表、工場登記費用支払表および工場登記カード 2 部(TID60)を入手する。
- b) 英文で工場登記申請フォーム(TID91)を記入する。
- c) 英文で工場登記カード(TID60)を記入し、原産地証書の署名(授權)者の署名と会社印のサンプルを提出する。
- d) 銀行支店にて銀行振込表を用いて、或いは香港工業貿易署ビル 104 室「支払い及びフォーマット販売処」にて工場登記費用支払表を用いて、登記費用を支払う。
 - 工場登記費用:3,003 香港ドル(年間)
 - 紡績商登記:349 香港ドル(年間)
- e) 工場登記申請フォームの署名者は、独資経営の場合は経営者、パートナーシップ会社の場合はパートナー、有限公司の場合は董事会の授權する責任者或は董事でなければならず、且つ署名者は香港に居住し香港の有効な身分証を有していなければならない。

なお、工場登記申請フォームは申請署名者が自ら「工場登記および原産地証書科顧客サービスセンター」或は「産地来源証および紡績品査証科総合登記処」に直接提出しなければならない。その際、以下の資料も提出する。

- a) 申請署名者の香港 ID カード原本(照合後即時返却)
- b) 工場登記カード(TID60) 2 部および工場登記カードに示す授權署名者の ID カード/パスポートコピー
- c) 申請署名者の香港居住証明の原本とコピー(例:直近3カ月のレート(不動産税)通知書、業務証憑或は銀行ステートメント等)
- d) 個人経営或はパートナーシップの場合:
 1. 最新情報の記載された商業登記申請フォーマット認証済の副本
 2. 工場の正確な住所が記載された商業登記証原本およびコピー
- e) 有限公司の場合
 1. 工場の正確な住所が記載された有効な商業登記証原本およびコピー
 2. 会社登記証明書(全て)の原本およびコピー
 3. 董事メンバーリストおよび直近の周年報告表(AR1)の認証済副本。周年報告表のファイリング後に変更があった場合、董事メンバーリスト(ランク:D1/D2/D3/D4)の認証済副本。

(全ての資料の全頁には、会計士或は弁護士の認証があり、認証の日付は申請提出日6ヵ月以内でなければならない)

4. 董事メンバーリスト中、法人による董事がある場合、当該法人の全ての会社登録証明書
の原本およびコピー
5. 董事会より発行する授權書によって、申請授權する署名者は会社を代表して工場登記
を行うものとする。
6. 食品製造工場の場合、食物環境衛生署による有効なフードライセンス副本

押印済みの銀行振込表或は、押印済み工場登記費用支払表の申請フォームおよび関連証明文
書を審査後、工業貿易署より申請フォーム上の署名者と会見し、工場登記条件および他の署名す
る声明および保証書に関して立会いを行う。その後、税関より人員を派遣し工場を視察する。問題
がなければ工業貿易署は申請フォーム提出の日から14営業日以内に認可および工場登記番号を
書面で通知する。

工場登記済みの製造企業は、登記する製品について、工業貿易署或は政府の指定する5箇所
の発行機関(香港總商會、香港工業總會、香港中華廠商聯合會、香港中華總商會、香港印度商
會)のいずれかにて原産地証書を申請・取得することができる。

<工場登記のリードタイム>

香港工業貿易署のガイドラインには、工場登記の標準的なリードタイムは開示されていないものの、
CEPAを利用している/過去に利用していた事業者に対するヒアリングによると、2か月程度かかるプ
ロセスのようだ。

➤ 原産地証書(Certificate of Origin)の発行

<原産地証書の発行要領>

- a) 輸出企業、製造企業及び下請企業は原産地証書を申請する際に、次の声明が必要である。
「CEPA申請フォームに掲載される商品は、CEPAの原産地規則に適合することを証明す
る。」
- b) 原産地証書1部は、1回の発送で輸出される商品にのみ対応する。また、HSコードが異な
る品目単位で申請する必要がある。
- c) 企業は「中華人民共和國税関輸出入税則」に掲載される8桁のHSコードを提出し、当該
製品のHSコードは原産地証書に掲載される。
- d) 原産地証書1部には8桁HSコードの商品5品目が掲載される。(掲載される商品は全て原
産地規則掲載の品目でなければならない。)
- e) 商品についての以下の情報を提出する。
 1. 件数および種類
 2. 数量と計量単位
 3. 香港ドル建てのFOB価格
- f) 原産地規則:製造企業は申請フォームの「企業及び外注業者が香港で行う主要製造プロセス」欄に、主要製造プロセスを明確に記入する必要がある。原産地規則が「HSコード変更標
準」および/或は「付加価値比率標準」に該当する場合はその説明内容を該当欄に記入する。
製品が香港産であることを証明するため、企業は製造プロセスの他に、製品の原材料の調
達元・流通経路を示すことが求められる場合がある。そのため、事業者は各原材料の調達

元・流通経路の管理に加え、それを裏付けるための書類(原産地証明書、購入時のインボイス、船積書類、通関書類等)の保管をする必要がある。

- g) 申請書の項目には、HSコード番号で記入する項目がある。これらの項目は中国語(広東語)で原産地証書に掲載される。
- h) 原産地証書にて申告する輸入港と、輸出企業がゼロ関税を申告する地域税関(中国本土)は一致しなければならない。
- i) 輸出企業は荷受人の情報を隠さず、原産地証書に掲載しなければならない。
- j) 申請は出港日の営業日で丸2日前までに提出しなければならない。
- k) 加工貿易(中国での製造/加工用の原料輸出)のために中国本土に輸出する商品はCEPAのゼロ関税対象ではない為、原産地証書の申請に含めてはいけない。

<申請フォーム>

現在は申請がウェブ上で行えるようになっており、紙の申請フォームは不要となっている。一方、申請にあたり企業/工場/商品の情報については提出(アップロード)が求められており、その際必要な書類については、『別添 06. CEPA 原産地証書申請用 添付書類リスト』にリスト化されている。

<審査のリードタイム>

審査所要期間は、申請受理当日を含めず、営業日ベースで1.5日程度である。土曜日は政府の認定する発行機関は稼働しているが、政府機構は稼働していない。また、発行前に検査対象となる場合は、審査時間が長くなる可能性がある。認可され発行された原産地証書には発行機関(香港總商會、香港工業總會、香港中華廠商聯合會、香港中華總商會、香港印度商會)のすかしが有り、緑色のA4版で印刷される。原産地証書上のデータは中国本土税関に転送され、輸入通関時の審査に使用される。

過去にCEPAを利用していた企業は、原産地証書の申請後、(おそらく香港工業貿易署から依頼を受けた)香港税関担当者により、年一回以上、事前通告なしの現地視察による審査を受けたという。審査の目的としては、香港内で商品を生産/製造していることの真偽を確かめるためとのことで、原材料が商品になるまでの工程を事細かに確認されたようである。CEPA利用開始から約2年間は、原産地証書の申請を上げる度に複数回審査を受けたという。

この場合、製品が原産地規則を満たしているかを審査するために香港税関が提示を要求した書類は以下の通り:

- a) 製品の分類表(会社固有)
- b) 工場における従業員数および給与情報
- c) 製品の製造日および製造プロセス/スケジュール
- d) 製造した製品の数量管理の記録
- e) 異なる製品の製造プロセスを独立させるための工夫内容
- f) 製造する製品の総量
- g) 製造施設で利用している主要機械・機材
- h) 主要原材料の通関書類(原産地、流通経路等を示すもの)
- i) 製品ごとの価格表(輸出先のグループ会社にいくらで販売するか)

* 上記例はCEPAが開始した初期から利用をしていた事業者の一例。ヒアリングをもとに作成

* 各項目について所定のテンプレート等はなく、随時事業者側にて作成、提示していた

<認可後の発行>

原産地証書申請が認可された後、輸出企業は発行機関より電子メールで発行された通知をプリントアウトして社印押捺の上、発行機関に対し提出し原産地証書を受領する。

＜原産地証書の有効期限＞

原産地証書の有効期限は発行日から 120 日である。期限を超過した原産地証書ではゼロ関税の申請を行うことができない。

＜内容の修正＞

認可された原産地証書にてゼロ関税を申請したことがなく、かつ原産地証書の有効期間中である場合、原産地証書の修正を申請することができる。申請者は原産地証書の発行日から 30 日以内に正本と副本を全て発行機関に返送する。発行機関は個別の状況を見て修正要求を考慮し、もし修正申請が認可されれば、申請者は従来の発行日付の修正済み原産地証書を取得する。

＜取り消し＞

原産地証書が最終的にゼロ関税の申請に使用されない場合、申請者は取消申請を提出し、原産地証書の正本と副本を全て発行機関に返却する。なお、原産地証書は取消申請の有無に関わらず、発行 120 日後に無効となる。

＜「証明済副本」の申請＞

原産地証明の盗難、紛失又は破損に際し、企業は次のように「証明済副本」を申請することができる。

- 損失状況を書面で説明する。
- 原産地証書の盗難、紛失および破損を十分に証明する書類、および原産地証書のコピー(あれば)を提出する。

原産地証書の「証明済副本」の申請は、必ず状況の真実性を証明できる書類を提出しなければならない。発行機関は個別の状況により判断する権限を有する。なお、原本或は副本のいずれかが一旦使用されたら、もう一方は無効となる。

＜商品の通関申告＞

原産地証書の内容は、中国本土での輸入申告時に輸入者より提出されるその他の通関書類の内容と一致しなければならない。輸入通関時に、原産地証書の内容に関し疑義が生じる場合、商品は引き取ることができたとしても、内容を確認できるまでは通常通りの関税を保証金として納付しなければならない。内容確認後、保証金は返還されるが、輸入時の税関手数料と相殺される。

4.4. 対象品目

CEPAにおける商品貿易の対象品目は、原産地規則にて定められている。リスト全体は下記リンク参照 (https://www.tid.gov.hk/english/cepa/tradegoods/files/mainland_2018.pdf)

2017年8月現在、1,890以上の品目が対象となっており、そのうち食品は確認できている限りで356品目ある。品目および中国のHSコードについては以下を参照。

『別添05. CEPA 原産地規則該当品目(食品抜粋)201802時点』

なお、原産地規則に定められていない品目でも、事業者の要望により、品目見直し(主に追加)に関する年に2回の討議において、追加してもらうよう協議依頼を申し出ることが可能。

製造企業は香港工業貿易署に対し原産地規則への追加を要求する品目リストを提出する。本署は毎年3月1日まで及び9月1日までに、審査・認定後の商品リストを中国商務部に提出する。

中国税関総署と工業貿易署は、毎年6月1日までおよび12月1日までに原産地規則についての協議を行い、『商品貿易優遇措置を享受する香港商品の原産地標準表』追加リストを作成し、公布する。

中国政府は当年の7月1日までおよび翌年の1月1日までに、香港の原産地証書発行機関が発行した原産地証書に基づきゼロ関税を適用する。

4.5. その他留意事項

CEPAの事業者・対象品目と認められた(原産地規則を満たした)場合に免除されるのは関税であり、増値税については免除されず、輸入者が負担する必要がある。

また、香港製造の食品をCEPAを活用して中国本土へ輸出する際に、一部の食品は衛生証明書の添付が必要になるので、香港食物環境衛生署に照会する必要がある。

CEPAの活用が認められるためには、原産地規則において製品ごとに定められた「特定の製造と加工の工程(HSコードの変更含む)」及び「付加価値比率」の両方の条件を満たす必要がある。

原産地規則における「特定の製造と加工の工程 (HS コードの変更含む)」の例

中国本土の HS コード	製品名	原産地規則
19021100	未調理のパスタ(卵を含み、詰めにされていない、調整されていない)	穀類、小麦粉、デンプンから製造されている。主な製造工程は、 <u>混合及び成形</u> 。 <u>焼成</u> が必要な場合は、香港内で行わなければならない。
19022000	詰め物にされたパスタ	肉、水産物、野菜または小麦粉から製造されている。主な製造工程は、 <u>混合</u> 、 <u>調味</u> 、 <u>成形及び調理</u> 。
21069010	飲料水のベース (Beverage bases)	<u>HS コードの変更</u> (仮定の例) 原材料として、砂糖 (17019910)、グルコース及びグルコースシロップ(フルクトース<20% (17023000)、20%<フルクトース<50% (17024000))、デンプン、小麦 (11081100)、 <u>HS コード 2106 から始まらない他の原材料を含むこと</u> 。

(出所)「香港を活用した広東省への食品輸出に関する制度セミナー」(2018年3月9日、ジェトロ香港主催)における香港工業貿易署の説明資料(抜粋)を仮訳

付加価値比率の公式

$$\frac{
 \begin{array}{l}
 \text{香港もしくは中国本土由来から発生したもの} \\
 \text{(原材料価値+部品価値)} \\
 + \\
 \text{香港でのみ発生したもの} \\
 \text{(人件費+製品開発費)}
 \end{array}
 }{
 \text{輸出商品の FOB 価格}
 }
 \times 100\% \geq 30\%$$

中国本土からの原材料・部品を使用する場合は、香港からの付加価値比率は 15% 以上であること。

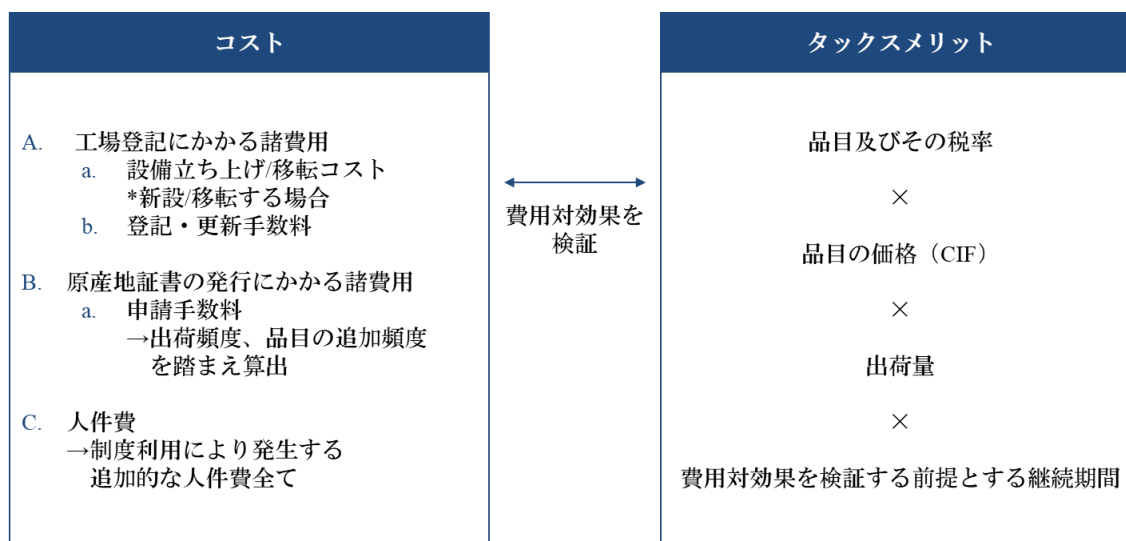
輸出商品の FOB 価格

(出所)「香港を活用した広東省への食品輸出に関する制度セミナー」(2018年3月9日、ジェトロ香港主催)における香港工業貿易署の説明資料(抜粋)を仮訳

4.6. CEPA の活用に関する留意事項

<基本的な考え方>

食品関連の事業者が「CEPA を活用すべきか」は、後述の通り複数の要因によって答えが分かれるところではあるが、基本的な考え方は、CEPA の活用にあたりかかるコスト以上にゼロ関税によるタックスメリットを享受できるか否か、である。



<活用可否を判断する観点>

CEPA の利用に際しては、純粋な手数料よりも、手続きを行うために発生する追加的な業務負担、およびそれにかかる人件費のウェイトが大きく、利用を検討する事業者はこの点に十分に留意する必要がある。手続きに関する調査および既存の利用企業に対するヒアリングを通じて、制度利用のメリットを判断する際、以下のポイントについて検討すべきだと思われる。

➤ 輸出品目の内容に関して

- ✓ 輸出したい品目は、CEPA の対象になっているか

CEPA の商品貿易において原産地規則の対象とされている品目は、年々拡大しつつあるものの、自社が輸出している/しようとしている品目が、該当品目として認められるかは念入りに確認する必要がある。品目の中国税関における HS コードが明確な場合は、原産地規則のリスト上で検索し、対象に含まれていることをまず確認しなければいけない。また、該当する HS コードや原産地規則の適合有無について解釈の余地が残っている場合は、香港/中国当局に認められるかの事前確認を行うことが推奨される。

- ✓ CEPA を適用しなかった場合の課税額はいくらか

品目の HS コードを明確にし、かつ CEPA の適用対象となっていることを確認したのち、現時点の税制にてどれだけの関税がかかっているかを確認する。中国の税制は年々見直されているため、必ず最新の税率を調べる。この税率に基づいて想定課税額を試算し、CEPA 適用時に発生するコストと比較することになるため、非常に重要なインプットとなる。元の税率が高い場合は、制度利用の効果が大きく享受できるが、逆に元の税率が高くない場合は、制度利用のメリットが限定的となる。

✓ 賞味期限の長さ、保存や運搬にどれだけ耐えうるか

特に事業者として、あるいは製品として、香港税関を通すうち最初の間は、申請後に税関より(香港工業貿易署経由で)追加的な検査が発生し、出荷できるまでの日数がかさむ可能性が高い(実際にヒアリングをした例では、数年にわたって毎回チェックが入ったというケースもあった)。最短のリードタイム(申請から中国側の港に到着するまで)は3日ほどだが、現実的には10日前後は最低かかるため、それ以上の期間でも鮮度が損なわれない商材である必要がある。また、その期間に、保存を行えるようなロジスティクスを整備する必要がある。

食品小売業の慣習として、製造時点から賞味期限までの長さの半分以上を超過した品物はほとんど仕入れが拒まれるため、中国への輸入まで鮮度が保てたととしても、元の賞味期限が短く、期間の半分に近づいては意味が無い。現に、日系のCEPA既存利用事業者は、冷凍可能な商材を輸出しているケースがほとんどであった。

➤ 原産地証書の発行回数に影響する要因に関して

✓ 申請する品目数の数

CEPAの制度利用にあたって日々の業務負担に最も影響するのは、原産地証書の発行だが(それに対して工場登記は初回登録さえ済めば継続的な手続きは発生しない)、HSコードの種類の数だけ手続きを行う回数が増えるため、1つの商品でも、素材の数が多い場合(例えば弁当、惣菜等)は、何品目の申請が必要で、どれだけの業務負担が予想されるかを十分に検討する必要がある

✓ 新しい製品(品目)の申請を行う頻度が多い/少ない

同じ事業者、同じ品目について繰り返し制度利用をしていくにつれて香港税関の信用度が高まり、追加的な検査、それによって発生するリードタイムは短縮していく傾向にある。ただし、HSコード上は同一の品目でも、商品がリニューアルされた場合、香港工業貿易署および税関としては「新しいモノ」として認識されるため、再び検査回数等が増えることとなる。よって、新製品のリリース頻度が高い事業者の場合、検査回数やそれに対応する業務負担がかさむ覚悟をしなければいけない。

✓ 出荷頻度が多い/少ない

原産地証書取得は、複数の出荷回数分まとめて申請することができない。よって、品目数も少なく、製品としての更新頻度が低い場合においても、事業や製品あるいは取引の性質上、小分けに高頻度で出荷を行う必要がある場合、その分申請の手間が発生することとなる。本調査を通じてヒアリングを実施した日系のCEPAの既存利用事業者も、出荷回数が1-2か月に1回程度のケースが多かった。

➤ 中国本土の受け入れ態勢

✓ 輸入時に発生する追加的な手続きに対する、輸入者側の理解

CEPAの制度利用に際しては、輸出側だけでなく、原産地証書の受領や提出等、輸入者側にも追加的な手続きが発生することとなる。証書の受領・提出というプロセス自体はシンプルだが、提出にあたって要求される段取りや認可の下りやすさ等が中国税関の担当者によって大きく異なり、かなり不透明であるのが実態。実際に中国側の税関やその他当局とやり取りを実施するのは多くの場合輸入者側であるため、少しでも追加的な手続きが発生する場合、輸入者側には良く思われない可能性が高い。よって、両社にとって経済メリットが大きい取引である/元々良好な関係構築がある/そもそも同じ会社(グループ傘下)である等、理解・協力が得られる輸入者の存在が不可欠である。

4.7. 企業による CEPA の活用概況・活用例

香港はその国土面積や発展業界(金融等)の性質上、生産機能(工場)を持つ企業数は限定的である。しかし、香港政府工業貿易署は 2016 年 12 月時点で、発足以降の 13 年間で CEPA の適用用に 146,000 以上の原産地証書を発行しており、総額で 57 億人民元を超える関税減免効果が生み出されているとされている。

工場登記を済ませている企業数については非開示だが、ヒアリングに協力頂いた事業者や、活用事例を公開している事業者に関して、いくつか活用例を紹介する。

➤ 日系企業 A – 食材メーカー

- CEPA を活用し、日本産の原材料(調製品)を利用して香港で製造した商品を冷凍状態で中国へ輸出
- 加工/調理前の商品であるため活用の幅が広く、かつ以下の要素が揃っていたため、CEPA をスムーズに活用できたと思料:
 - 品目が、CEPA の対象に含まれている
 - 輸出商品は全て 1 つの HS コードに紐づいている
→原産地証書の発行は HS コードの品目単位で行うため、申請回数が膨らまずに済む
 - CEPA の活用回数は平均して 2 か月に 1 回程度(活用を始めた時期は 2-3 か月に 1 回程度、現在は 1-1.5 か月に 1 回程度)
→デイリーやウィークリーでの出荷でないため、原産地証書の申請手続きの頻度が抑えられている
 - 中国側の輸入者は同グループ内の関連会社である
→コミュニケーションが円滑に取れ、かつ追加的に発生する手続き負担についても、グループの全体最適のための取り組みとして理解が得られる。商品情報等の共有も問題ない。

➤ 燕京行有限公司(China Yin King) – 健康食品

- CEPA 対象となる品目が徐々に増えてきており、香港企業に最適な優遇政策であると考えている。
- 中国市場において香港製品は外国製品と同様に信頼されている中で、諸外国産品が最大 20%の関税を支払う一方、香港製品は CEPA により関税が免除されることで競争力を得ている。これは香港ブランド製品の中国市場における拡大を手助けするものとなる。
- CEPA は事業を始める場所を考える上で考慮する大きな要素の一つとなっており、引き続きより多くの中小企業が香港で設立する誘因となると信じている。

➤ 美心集団(Maxim's Group) – 月餅

- 中国市場のポテンシャルは高く、現在認知度の高い華南だけでなく華東・華北地方への拡大にも注力している。
- 食の安全面が注目される中、消費者は香港製造の食品を信頼している。
- 「100%香港製造」である利点を生かし、美心集団(Maxim's Group) は 20%の関税減免を享受することで自社ブランドの中国市場への展開に役立てている。

➤ 維他奶国際集団有限公司(Vitasoy) – 飲料

- CEPA の施行は香港企業が中国市場進出に向けてより競争力を増すよう再編と改善を図る契機となっている。
- CEPA は中国の消費者にとってもより多くの選択肢を与えているといえる。

香港から中国広東省への食品輸出に関する調査

2018年3月作成

JETRO Hong Kong
Room 4001, 40/F., Hopewell Centre, 183 Queen's Road East, Wan Chai, Hong Kong
Tel. +852-2526-4067

禁無断転載